

国際データ伝送サービス契約約款

令和6年10月1日

ソフトバンク株式会社

国際データ伝送サービス契約約款

平成 16 年 3 月 渉外第 15-322 号
施行 平成 16 年 3 月 25 日

第 1 章 総則

(約款の適用)

- 第 1 条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成 7 年条約第 2 号）、国際電気通信連合条約（平成 7 年条約第 3 号）、条約付属電気通信規則（平成 2 年郵政省告示第 408 号）及び電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）に基づき、この国際データ伝送サービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これにより、国際データ伝送サービスを提供します。
- 2 この約款は、平成 18 年 10 月 31 日において、この約款に基づいて国際データ伝送契約を締結しているものに限って適用します。

(注) 本条のほか、当社は、国際データ伝送サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものに限ります。以下「附帯サービス」といいます。）を、この約款により提供します。

(約款の変更)

- 第 2 条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。
- 2 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 22 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に規定する変更を行う場合、当社のホームページに掲示する方法又は当社が適当であると判断する方法により説明します。

(用語の定義)

- 第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 国際データ伝送網	主として本邦外とのデータ通信の用に供することを目的として符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 国際データ伝送サービス	国際データ伝送網を使用して行う電気通信サービス
5 国際データ伝送サービス取扱所	国際データ伝送サービスに関する業務を行う当社の事業所
6 取扱所交換設備	国際データ伝送サービス取扱所に設置される交換設備（その交換設備に接続される設備等を含みます。）
7 接続契約者回線	取扱所交換設備及び取扱所交換設備と契約者回線との間に設置する電気通信回線設備
8 契約者回線	国際データ伝送契約に基づいて収容国際データ伝送サービス取扱所内に設置された取扱所交換設備と、当該収容国際データ伝送サービス取扱所内の当社が指定する場所との間に設置される電気通信回線
9 特定契約者回線	契約者回線であって、その終端において IP データサービス契約約款に規定する IP データサービスに係る電気通信設備と接続するもの
10 外国側契約者回線	外国の電気通信事業者と国際データ伝送サービスに相当する電気通信サービスの提供を受けるための契約に基づいて、その契約者との間に設置される電気通信回線
11 ダイヤルアクセス回線	別に定める電気通信事業者の電気通信サービスに係る契約に基づき、当該電気通信事業者の取扱所交換設備とその申込者が指定した場所との間に設置される電気通信回線
12 国際データ伝送契約	当社から国際データ伝送サービスの提供を受けるための契約
13 国際データ伝送契約者	当社と国際データ伝送契約を締結している者
14 IP アドレス	インターネットプロトコルで定められているアドレス
15 収容国際データ伝送サ	取扱所交換設備が設置されている当社が別に定める国際データ伝送サービス取扱所

ービス取扱所	
16 契約者識別符号	料金表に規定する付加機能に係る国際データ伝送契約者を識別するための英字又は数字の組合せであって、国際データ伝送契約者が当社に通知するもの
17 暗証符号	料金表に規定する付加機能の使用の範囲を限定するための英字又は数字の組合せであって、国際データ伝送契約者が当社に通知するもの
18 消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第 2 章 国際データ伝送サービスの種類等

（国際データ伝送サービスの種類）

第 4 条 当社の提供する国際データ伝送サービスは、次のとおりとします。

国際 I P データサービス	特定の特定契約者回線及び接続契約者回線を使用して行う国際データ伝送サービスであって、主として本邦外とのデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うもの
----------------	---

第 3 章 国際データ伝送サービスの提供範囲

（国際データ伝送サービスの提供区間）

第 5 条 当社が提供する国際データ伝送サービスの提供区間は、別に定めるところによります。

2 当社は、提供可能な取扱地域（別に定める本邦外の地域をいいます。以下同じとします。）を国際データ伝送サービス取扱所に掲示します。

（注）本条第 1 項に規定する提供区間は、別記 1 に定めるものとします。

（注）本条第 2 項に規定する取扱地域は、別紙に定めるものとします。

（外国における取扱制限）

第 6 条 外国側における国際データ伝送サービスの取扱いについては、外国の法令、外国の電気通信事業者の定める契約約款等により制限されることがあります。

第 4 章 契約

第 1 節 国際データ伝送契約

（国際データ伝送サービスの品目）

第 7 条 国際データ伝送サービスには、料金表第 1 表第 1（国際 I P データサービスに係るもの）に規定する品目があります。

（契約の単位）

第 8 条 当社は、接続契約者回線 1 回線ごとに 1 の国際データ伝送契約を締結します。この場合、国際データ伝送契約者は 1 の国際データ伝送契約につき 1 人に限ります。

（特定契約者回線の終端）

第 9 条 当社は、収容国際データ伝送サービス取扱所内の建物若しくは工作物において、I P データサービス契約約款に規定する I P データサービスに係る電気通信設備と接続し、これを特定契約者回線の終端とします。

（国際データ伝送契約申込の方法）

第 10 条 国際データ伝送契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を国際データ伝送サービス取扱所に提出していただきます。

(1) 国際データ伝送サービスの品目

(2) 使用開始希望年月日

(3) 特定契約者回線と接続する契約者回線群（I P データサービス契約約款に規定する契約者回線群をいいます。以下同じとします。）

- (4) 通信の相手先となる外国側契約者回線に係る事項
- (5) その他国際データ伝送契約申込の内容を特定するための事項

(国際データ伝送契約申込の承諾)

第 11 条 当社は、国際データ伝送契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その国際データ伝送契約の申込みを承諾しないことがあります。
- (1) 申込みのあった国際データ伝送回線等（契約者回線、接続契約者回線及び国際データ伝送サービスを提供するために設置する電気通信回線設備をいいます。以下同じとします。）を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 申込者が国際データ伝送サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 特定契約者回線と接続する契約者回線群がないとき。
 - (4) 特定契約者回線と接続する契約者回線群の回線群代表者（IPデータサービス契約約款に規定する回線群代表者をいいます。以下同じとします。）の承諾が得られないとき。
 - (5) その他国際データ伝送サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第 12 条 国際データ伝送サービスについては、料金表第 1 表第 1（国際 IP データサービスに係るもの）に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 国際データ伝送契約者は、前項の最低利用期間内に国際データ伝送契約の解除又は品目の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第 1 表第 1（国際 IP データサービスに係るもの）に規定する額を一括して支払っていただきます。

(品目の変更)

第 13 条 国際データ伝送契約者は、国際データ伝送サービスの品目の変更の請求をすることができます。この場合、国際データ伝送契約者は、変更しようとする 2 ヶ月前までに、そのことを国際データ伝送サービス取扱所に書面により通知していただきます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第 11 条（国際データ伝送契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線群の接続変更)

第 14 条 国際データ伝送契約者は、特定契約者回線と接続する契約者回線群の変更の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第 11 条（国際データ伝送契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(その他の契約内容の変更)

第 15 条 当社は、国際データ伝送契約者から請求があったときは、第 10 条（国際データ伝送契約申込の方法）第 5 号に規定する契約内容の変更を行います。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第 11 条（国際データ伝送契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(国際データ伝送サービスの利用の一時中断)

第 16 条 当社は、国際データ伝送契約者から請求があったときは、国際データ伝送サービスの利用の一時中断（その国際データ伝送契約に係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(国際データ伝送契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第 17 条 国際データ伝送契約者が国際データ伝送契約に基づいて国際データ伝送サービスの提供を受ける権利は、譲渡することはできません。

(国際データ伝送契約者が行う国際データ伝送契約の解除)

第 18 条 国際データ伝送契約者は、国際データ伝送契約を解除しようとするときは、解除しようとする 90 日前までに、そのことを国際データ伝送サービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行う国際データ伝送契約の解除)

第 19 条 当社は、次の場合には、その国際データ伝送契約を解除することがあります。

- (1) 第 22 条（利用停止）の規定により国際データ伝送サービスの利用停止をされた国際データ伝送契約者が、なおその事実を解消しないとき。
 - (2) その国際データ伝送契約に係る特定契約者回線と接続する契約者回線群の廃止があったときであって、第 14 条（契約者回線群の接続変更）に規定する接続先の変更の請求を行わないとき。
 - (3) 国際データ伝送契約者が第 22 条（利用停止）各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が国際データ伝送サービスに関する当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるとき。
- 2 当社は、前項の規定により、その国際データ伝送契約を解除しようとするときは、あらかじめ国際データ伝送契約者にそのことを通知します。

（その他の提供条件）

第 20 条 国際データ伝送契約に関するその他の提供条件については、別に定めるところによります。

（注）本条に規定する別に定める内容は、別記 2、別記 3、Solteria グローバル IP-VPN タイプ B サービス利用規約及び申込書等に定めるものとします。

第 5 章 付加機能

（付加機能の提供）

第 20 条の 2 当社は、国際データ伝送契約者から請求があったときは、その国際データ伝送契約について、次の場合を除き、料金表第 1 表第 2（付加機能使用料）により付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求した国際データ伝送契約者が、付加機能使用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等国際データ伝送サービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき。

（付加機能の廃止）

第 20 条の 3 当社は、付加機能の提供を受けている国際データ伝送契約者から廃止の申出があったときは、付加機能を廃止します。

（付加機能の利用の一時中断）

第 20 条の 4 当社は、付加機能を利用している国際データ伝送契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断（その付加機能に係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第 6 章 利用中止等

（利用中止）

第 21 条 当社は、次の場合には、国際データ伝送サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第 23 条（通信利用の制限）の規定により、通信の利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定によりその国際データ伝送サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを国際データ伝送契約者に通知します。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（利用停止）

第 22 条 当社は、国際データ伝送契約者が次のいずれかに該当するときは、6 か月以内で当社が定める期間（その国際データ伝送サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった国際データ伝送サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その国際データ伝送サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 第 33 条（利用に係る国際データ伝送契約者の義務）の規定に違反したとき。
 - (3) 当社が、国際データ伝送契約者について、破産、民事再生又は会社更生法の適用の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったとき。
- 2 当社は、前項の規定によりその国際データ伝送サービスの利用停止をしようとするときは、あらかじめその

理由、利用停止をする日及び期間を国際データ伝送契約者に通知します。

(通信利用の制限)

第 23 条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、国際データ伝送回線等に係る通信について、次に掲げる機関に設置されている国際データ伝送回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

(注) 本条に規定する別に定める基準は、別記 7 に定めるものとします。

(接続通信時間の測定等)

第 23 条の 2 ダイアルアクセス回線を使用して行う通信に係る接続時間（以下「接続通信時間」といいます。）の測定等については、料金表第 1 表第 2（付加機能使用料）に定めるところによります。

第 7 章 料金等

第 1 節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第 24 条 当社が提供する国際データ伝送サービスの料金は、料金表第 1 表（料金）に規定する料金とし、当社が提供する国際データ伝送サービスの態様に応じて、接続基本料、回線使用料及び付加機能使用料を合算したものとします。

2 当社が提供する国際データ伝送サービスに係る工事に関する費用は、料金表第 2 表（工事に関する費用）に規定する工事費とします。

第 2 節 料金等の支払義務

(定額利用料の支払義務)

第 25 条 国際データ伝送契約者は、その国際データ伝送契約に基づいて当社が国際データ伝送サービス又は付加機能の提供を開始した日から起算して、その契約の解除又は付加機能の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一である場合は、その日）について、料金表第 1 表（料金）に規定する料金のうち月額又は日額で規定されているもの（以下「定額利用料」といいます。）の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により国際データ伝送サービス又は付加機能を利用することができない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、国際データ伝送契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。
- (2) 利用停止があったときは、国際データ伝送契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。
- (3) 前 2 号の規定によるほか、国際データ伝送契約者は、次の場合を除き、国際データ伝送サービス又は付加機能を利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない定額利用料
1 国際データ伝送契約者の責めによらない理由により、その国際データ伝送サービス又は付加機能を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）に対応するその国際データ伝送サービス（その国際データ伝送サービスの一部を全く利用できなかった場合は、その部分に限ります。以下この表において同じとします。）又は付加機能についての定額利用料（回線使用料及び付加機能使用料に限ります。以下この表において同じとします。）
2 当社の故意又は重大な過失により、その国際データ伝送サービス又は付加機能を全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間に対応するその国際データ伝送サービス又は付加機能についての定額利用料

3 当社は、支払いを要しないこととされた定額利用料が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（注）国際データ伝送契約者は、外国側契約者回線等に係る料金について、外国側契約者回線等の設置場所ごとに、外国側契約者回線等の提供を開始した日から解除の日の前日までの期間、その支払いを要します。

（従量制利用料の支払義務）

第 25 条の 2 国際データ伝送契約者は、第 23 条の 2（接続通信時間の測定等）及び料金表第 1 表第 2（付加機能使用料）の規定により測定した接続通信時間に基づいて算定した従量制利用料の支払いを要します。

（工事費の支払義務）

第 26 条 国際データ伝送契約者は、国際データ伝送契約の申込み、解除又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 2 表（工事に関する費用）に規定する工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の着手前にその国際データ伝送契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この節において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、国際データ伝送契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。

（注）国際データ伝送契約者は、外国側契約者回線等の工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、その外国側契約者回線等に係る工事費の支払いを要します。

第 3 節 料金の計算方法等

（料金の計算方法等）

第 27 条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第 4 節 割増金及び延滞利息

（割増金）

第 28 条 国際データ伝送契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

（延滞利息）

第 29 条 国際データ伝送契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から 10 日以内に支払いがあったときは、この限りではありません。

第8章 保守

(修理又は復旧の順位)

第30条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合には、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第23条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りします。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 本条の表中第2順位に規定する別に定める基準は、別記7に定めるものとします。

第9章 損害賠償

(免責)

第31条 当社は、国際データ伝送サービスの提供に伴い、当該国際データ伝送契約者に与えた損害については、賠償の責任を負いません。

2 当社は、国際データ伝送サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、国際データ伝送契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

第10章 雑則

(承諾の限界)

第32条 当社は、国際データ伝送契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等国際データ伝送サービスに関する当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において特段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(書面等の提出等)

第32条の2 国際データ伝送契約者又は国際データ伝送契約の申込みをする者（承継等の手続きをする者を含みます。）は、当社が承認した場合、当社所定の書面等の提出等に代えて、当社指定の方法（電磁的方法やインターネットを経由して当社所定の書式を国際データ伝送サービス取扱所等へ送信する方法を含みます。）により提出等を行うことができます。

(利用に係る国際データ伝送契約者の義務)

第33条 国際データ伝送契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社が国際データ伝送契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるときは、この限りではありません。

- (2) 当社が国際データ伝送サービスに関する業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が国際データ伝送契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (3) 当社が国際データ伝送契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

(注) 国際データ伝送契約者は、本条の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(特約条項等)

第 33 条の 2 当社は、この約款に定めるところにかかわらず、国際データ伝送契約者に対して別に定める提供条件（以下「特約条項等」といいます。）で国際データ伝送サービスの提供をすることがあります。

この場合、当社と国際データ伝送契約者の間で締結する特約条項等については、その部分についてこの約款に優先するものとします。

(法令に規定する事項)

第 34 条 国際データ伝送サービスの提供又は利用にあたり、法令に規定のある事項については、その定めるところによります。

(注) 本条に規定する法令に規定する事項は、別記 4 及び別記 5 に定めるところによります。

(その他の提供条件)

第 35 条 この約款の規定によるほか、国際データ伝送サービスに関する提供条件は、別に定めるところによります。

(注) 本条に規定する別に定める内容は、Solteria グローバル IP-VPN タイプ B サービス利用規約、Solteria a グローバル IP-VPN タイプ B 機器バンドルサービス利用規約及び申込書等に定めるものとします。

(閲覧)

第 36 条 当社は、当社が指定する国際データ伝送サービス取扱所において、国際データ伝送サービスを利用するうえで参考となる別に定める事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

2 この約款において当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第 11 章 附帯サービス

(附帯サービス)

第 37 条 国際データ伝送サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別に定めるところによります。

(注) 本条に規定する別に定める内容は、別記 6、Solteria グローバル IP-VPN タイプ B サービス利用規約、Solteria グローバル IP-VPN タイプ B 機器バンドルサービス利用規約及び申込書等に定めるものとします。

別記

1 国際データ伝送サービスの提供区間

当社が提供する国際データ伝送サービスの提供区間は、契約者回線の終端とアクセスポイント（ダイヤルアクセス回線とデータ伝送網の接続点をいいます。以下1において同じとします。）相互間又は契約者回線の終端若しくはアクセスポイントから取扱地域間のものとします。

2 氏名等の変更

- (1) 国際データ伝送契約者は、その氏名若しくは住所の変更又は料金等請求書の送付先の変更があった場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに、国際データ伝送サービス取扱所に通知していただきます。
- (2) (1)の通知があったときは、当社は、その通知があった事項を証明する書類を提示していただくことがあります。

3 国際データ伝送契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割により国際データ伝送契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて国際データ伝送サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) (2)の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

4 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

5 国際データ伝送契約者に係るパーソナルデータの利用

- (1) 当社は、国際データ伝送契約者に係るパーソナルデータ（個人に関するすべてのデータを意味し、個人情報保護法における個人情報には限られません。以下同じとします。）の取扱いに関する指針（以下「プライバシーポリシー」といいます。）を定め、これを当社のホームページ等において掲示します。
- (2) パーソナルデータの取扱いに関して、この約款に別段の定めがあるときは、プライバシーポリシーの定めに関わらずこの約款の定めるところによります。

6 宅内機器の提供等

当社は、国際データ伝送契約者から請求があったときは、その国際データ伝送サービスについて、Solteria グローバル IP-VPN タイプ B 機器バンドルサービス利用規約及び申込書等に定める宅内機器を提供します。この場合、宅内機器に係る料金の支払義務その他の提供条件は、Solteria グローバル IP-VPN タイプ B 機器バンドルサービス利用規約及び申込書等に定めるものとします。

7 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号に規定する基幹放送事業者及び同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

通則

(料金の設定)

- 1 特定契約者回線と接続するIPデータサービスの付加機能（IPデータサービス契約約款に定める「特定サービス接続機能」であって、特定契約者回線との接続に係るものに限ります。）の料金については、国際データ伝送サービスに係る料金と併せて設定し、第1表第1（国際データ伝送サービスに係るもの）に定めます。

(料金の計算方法等)

- 2 当社は、国際データ伝送契約者がその契約に基づき支払う定額利用料は、料金月（1の暦月の起算日（当社が国際データ伝送契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。
- 3 当社は、次の場合が生じたときは、定額利用料をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 料金月の初日以外の日で国際データ伝送サービスの提供の開始があったとき
 - (2) 料金月の初日以外の日で国際データ伝送サービスの解除があったとき
 - (3) 料金月の初日に国際データ伝送サービスの提供を開始し、その日にその国際データ伝送サービスの解除があったとき
 - (4) 料金月の初日以外の日で定額利用料の額の改定があったとき。（この場合改定後の定額利用料は、その改定があった日から適用します。）
 - (5) 料金月の初日以外の日で国際データ伝送サービスの品目の変更等により定額利用料の額が増加又は減少したとき（この場合、増加又は減少後の定額利用料は、その増加又は減少のあった日から適用します。）
 - (6) 第25条（定額利用料の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき
 - (7) 5の規定に基づく起算日の変更があったとき
- 4 3の規定による定額利用料の日割は、暦日数により行います。
- 5 当社は、国際データ伝送サービスに関する当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、2に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金の支払い)

- 7 国際データ伝送契約者は、料金について、当社が別に定める期日までに、当社が指定する金融機関又は国際データ伝送サービス取扱所等において支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 8 当社は、当社に特別の事情がある場合は、7の規定にかかわらず、国際データ伝送契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(料金の一括支払い)

- 9 国際データ伝送契約者は、本邦側において外国側契約者回線等の料金その他の債務を支払うときは、当社がその料金その他の債務の請求を行う月の前月末日の外国為替相場により本邦通貨に換算した額を支払っていただきます。

(前受金)

- 10 当社は、料金について、国際データ伝送契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 当社が定める条件とは、前受金には利息を付さないことをいいます。

(消費税相当額の加算)

- 11 第25条（定額利用料の支払義務）及び第25条の2（従量利用料の支払義務）の規定その他約款の規定により料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額（第1表第2（付加機能使用料）に規定する「ダイヤルアクセス機能」に係る付加機能使用料に限ります。）は、この料金表に定める額（税抜価額（消費税相当額を加算しない額をいいます。））とします。）に消費税相当額を加算した額とし、その算出方法については、当社が別に定めるところによります。

(料金の臨時減免)

- 12 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、料金表又は約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。

料金

第1表 料金

第1 国際IPデータサービスに係るもの

1 適用

国際IPデータサービスに係る料金の適用については、第25条（定額利用料の支払義務）の規定によるほか次のとおりとします。

料 金 の 適 用																																									
(1) 品目に係る料金の適用	当社は、料金表を適用するにあたって、次表のとおり、品目を定めます。																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>64Kb/s</td> <td>64キロビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>128Kb/s</td> <td>128キロビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>256Kb/s</td> <td>256キロビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>384Kb/s</td> <td>384キロビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>512Kb/s</td> <td>512キロビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>768Kb/s</td> <td>768キロビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1Mb/s</td> <td>1.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1.5Mb/s</td> <td>1.536メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>4Mb/s</td> <td>4.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>5Mb/s</td> <td>5.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>8Mb/s</td> <td>8.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>10Mb/s</td> <td>10.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>15Mb/s</td> <td>15.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>20Mb/s</td> <td>20.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>25Mb/s</td> <td>25.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>30Mb/s</td> <td>30.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>34Mb/s</td> <td>34.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>40Mb/s</td> <td>40.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>45Mb/s</td> <td>45.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	64Kb/s	64キロビット/秒の符号伝送が可能なもの	128Kb/s	128キロビット/秒の符号伝送が可能なもの	256Kb/s	256キロビット/秒の符号伝送が可能なもの	384Kb/s	384キロビット/秒の符号伝送が可能なもの	512Kb/s	512キロビット/秒の符号伝送が可能なもの	768Kb/s	768キロビット/秒の符号伝送が可能なもの	1Mb/s	1.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	1.5Mb/s	1.536メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	4Mb/s	4.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	5Mb/s	5.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	8Mb/s	8.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	10Mb/s	10.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	15Mb/s	15.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	20Mb/s	20.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	25Mb/s	25.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	30Mb/s	30.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	34Mb/s	34.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	40Mb/s	40.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	45Mb/s	45.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
	品 目	内 容																																							
	64Kb/s	64キロビット/秒の符号伝送が可能なもの																																							
	128Kb/s	128キロビット/秒の符号伝送が可能なもの																																							
	256Kb/s	256キロビット/秒の符号伝送が可能なもの																																							
	384Kb/s	384キロビット/秒の符号伝送が可能なもの																																							
	512Kb/s	512キロビット/秒の符号伝送が可能なもの																																							
	768Kb/s	768キロビット/秒の符号伝送が可能なもの																																							
	1Mb/s	1.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																							
	1.5Mb/s	1.536メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																							
	4Mb/s	4.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																							
	5Mb/s	5.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																							
	8Mb/s	8.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																							
	10Mb/s	10.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																							
	15Mb/s	15.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																							
	20Mb/s	20.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																							
	25Mb/s	25.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																							
	30Mb/s	30.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																							
	34Mb/s	34.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																							
40Mb/s	40.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																								
45Mb/s	45.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																								
(2) 長期継続利用に係る料金の適用	ア 当社は、国際データ伝送契約者から、その国際データ伝送契約に係る国際データ伝送サービスについて、次表に定める期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における回線使用料については、同表に規定する月額料金を適用します。																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>継続して利用する期間</th> <th>品 目</th> <th>適用する回線使用料の額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(ア) 2年継続</td> <td rowspan="2">24ヶ月</td> <td>64Kb/s、128Kb/s、 256Kb/s、384Kb/s、 512Kb/s、768Kb/s、1Mb/s 又は1.5Mb/sのもの</td> <td>155,000円</td> </tr> <tr> <td>4Mb/s、5Mb/s、8Mb/s、 10Mb/s、15Mb/s、 20Mb/s、25Mb/s、 30Mb/s、34Mb/s、40Mb/s 又は45Mb/sのもの</td> <td>640,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(イ) 3年継続</td> <td rowspan="2">36ヶ月</td> <td>64Kb/s、128Kb/s、 256Kb/s、384Kb/s、 512Kb/s、768Kb/s、1Mb/s 又は1.5Mb/sのもの</td> <td>140,000円</td> </tr> <tr> <td>4Mb/s、5Mb/s、8Mb/s、 10Mb/s、15Mb/s、 20Mb/s、25Mb/s、 30Mb/s、34Mb/s、40Mb/s 又は45Mb/sのもの</td> <td>520,000円</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	継続して利用する期間	品 目	適用する回線使用料の額（月額）	(ア) 2年継続	24ヶ月	64Kb/s、128Kb/s、 256Kb/s、384Kb/s、 512Kb/s、768Kb/s、1Mb/s 又は1.5Mb/sのもの	155,000円	4Mb/s、5Mb/s、8Mb/s、 10Mb/s、15Mb/s、 20Mb/s、25Mb/s、 30Mb/s、34Mb/s、40Mb/s 又は45Mb/sのもの	640,000円	(イ) 3年継続	36ヶ月	64Kb/s、128Kb/s、 256Kb/s、384Kb/s、 512Kb/s、768Kb/s、1Mb/s 又は1.5Mb/sのもの	140,000円	4Mb/s、5Mb/s、8Mb/s、 10Mb/s、15Mb/s、 20Mb/s、25Mb/s、 30Mb/s、34Mb/s、40Mb/s 又は45Mb/sのもの	520,000円																								
	種 類	継続して利用する期間	品 目	適用する回線使用料の額（月額）																																					
	(ア) 2年継続	24ヶ月	64Kb/s、128Kb/s、 256Kb/s、384Kb/s、 512Kb/s、768Kb/s、1Mb/s 又は1.5Mb/sのもの	155,000円																																					
4Mb/s、5Mb/s、8Mb/s、 10Mb/s、15Mb/s、 20Mb/s、25Mb/s、 30Mb/s、34Mb/s、40Mb/s 又は45Mb/sのもの			640,000円																																						
(イ) 3年継続	36ヶ月	64Kb/s、128Kb/s、 256Kb/s、384Kb/s、 512Kb/s、768Kb/s、1Mb/s 又は1.5Mb/sのもの	140,000円																																						
		4Mb/s、5Mb/s、8Mb/s、 10Mb/s、15Mb/s、 20Mb/s、25Mb/s、 30Mb/s、34Mb/s、40Mb/s 又は45Mb/sのもの	520,000円																																						

	<p>イ 長期継続利用に係る料金額については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日の属する料金月（国際データ伝送契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その国際データ伝送サービスの提供を開始した日）から適用します。</p> <p>ウ 長期継続利用に係る料金額の適用の対象となる期間（以下「長期継続利用期間」といいます。）には、国際データ伝送サービスの利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。</p> <p>エ 当社は、長期継続利用に係る国際データ伝送サービスについて、その国際データ伝送契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。</p> <p>オ 長期継続利用に係る国際データ伝送契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、新たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申し出てください。</p> <p>カ 長期継続利用期間の中途における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用期間よりも長くなる場合に行うことができます。</p> <p>キ 前項の規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用の料金額については、その種類の変更を当社が承諾した日から適用します。この場合、変更後の種類の長期継続利用の満了日については、変更前の種類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出します。</p> <p>ク 長期継続利用に係る国際データ伝送契約者は、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合には、アの表に規定する回線使用料の額により算定した残余の期間に対応する料金額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</p>
<p>(3) 最低利用期間に係る料金の適用</p>	<p>ア 国際データ伝送サービスについては、最低利用期間があります。</p> <p>イ アに規定する最低利用期間は、国際データ伝送サービスを提供した日から起算して1年間とします。</p> <p>ウ 国際データ伝送契約者は、最低利用期間内に国際データ伝送契約の解除があった場合は、残余の期間に対応する料金（2（料金額）に規定する「接続基本料」及び「回線使用料」の額（(2)欄に規定する長期継続利用の適用を受けているときは、「接続基本料」の額に限ります。）とします。）に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ 国際データ伝送契約者は、最低利用期間内に国際データ伝送サービスの品目の変更があった場合は、その変更について変更前の料金額（2（料金額）に規定する「接続基本料」及び「回線使用料」の額（(2)欄に規定する長期継続利用の適用を受けているときは、「接続基本料」の額に限ります。）とします。以下この欄において同じとします。）から変更後の料金額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>オ エの場合に、品目の変更と同時にその特定契約者回線の設置場所において、特定契約者回線の 신설又は国際データ伝送契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う 신설等の特定契約者回線の金額を合算して行います。</p> <p>カ この欄及び(2)欄の規定により、支払っていただく料金が発生したときは、国際データ伝送契約者は、この欄及び(2)欄のそれぞれの規定により算出した額の合計額を支払っていただきます。</p>

2 料金額

(1) 接続基本料

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
6 4 Kb/s	5 1, 0 0 0 円
1 2 8 Kb/s	9 6, 0 0 0 円
2 5 6 Kb/s	1 6 4, 0 0 0 円
3 8 4 Kb/s	2 3 3, 0 0 0 円
5 1 2 Kb/s	2 8 1, 0 0 0 円
7 6 8 Kb/s	3 4 1, 0 0 0 円
1 Mb/s	3 9 3, 0 0 0 円
1 . 5 Mb/s	5 1 2, 0 0 0 円
4 Mb/s	9 1 6, 0 0 0 円
5 Mb/s	1, 0 8 6, 0 0 0 円
8 Mb/s	1, 5 9 5, 0 0 0 円
1 0 Mb/s	1, 8 9 6, 0 0 0 円
1 5 Mb/s	2, 6 5 0, 0 0 0 円
2 0 Mb/s	3, 4 0 2, 0 0 0 円
2 5 Mb/s	4, 1 5 6, 0 0 0 円
3 0 Mb/s	4, 9 1 0, 0 0 0 円
3 4 Mb/s	5, 5 1 1, 0 0 0 円
4 0 Mb/s	6, 4 8 3, 0 0 0 円
4 5 Mb/s	7, 2 9 3, 0 0 0 円

(2) 回線使用料

1の特定契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
6 4 Kb/s	1 7 8, 0 0 0 円
1 2 8 Kb/s	
2 5 6 Kb/s	
3 8 4 Kb/s	
5 1 2 Kb/s	
7 6 8 Kb/s	
1 Mb/s	
1 . 5 Mb/s	9 7 0, 0 0 0 円
4 Mb/s	
5 Mb/s	
8 Mb/s	
1 0 Mb/s	
1 5 Mb/s	
2 0 Mb/s	
2 5 Mb/s	
3 0 Mb/s	
3 4 Mb/s	
4 0 Mb/s	
4 5 Mb/s	

第2 付加機能使用料

1 適用

付加機能使用料の適用については、第25条（定額利用料の支払義務）及び第25条の2（従量制利用料の支払義務）の規定によるほか次のとおりとします。

料 金 の 適 用	
(1) 付加機能の利用	当社に付加機能の利用を請求した国際データ伝送契約者は、第2（付加機能の種類）に定めるところにより付加機能を利用することができます。
(2) 「ダイヤルアクセス機能」に係る料金の適用	<p>ア 当社は、2(1)に規定する「ダイヤルアクセス機能」に係る通信について、その接続通信時間に基づき、2(1)に規定する付加機能使用料（従量制利用料の部分に限り）を適用します。</p> <p>イ アに規定する接続通信時間は、当該サービスの利用者（その国際データ伝送契約に係る契約者識別符号及び暗証符号を使用して通信を行う者をいいます。以下この欄及び2(1)において同じとします。）がダイヤルアクセス回線から送信した契約者識別符号及び暗証符号により当社が国際データ伝送契約者を識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態とした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p>

2 付加機能の種類

区 分		単 位	料 金 額		
(1) ダイアルアクセス機能	ダイヤルアクセス回線と国際データ伝送網の接続を行う機能をいいます。	基本料（定額利用料の部分）	ア 同時接続者数が6までのもの	1のダイヤルアクセス機能ごとに月額	\$ 600(税抜)
			イ 同時接続者数が14までのもの		\$ 1,000(税抜)
			ウ 同時接続者数が30までのもの		\$ 1,750(税抜)
			エ 同時接続者数が62までのもの		\$ 3,000(税抜)
			オ 同時接続者数が126までのもの		\$ 5,000(税抜)
		基本料（従量制利用料の部分）	月間累積接続通信時間1時間までごとに	\$ 2.6(税抜)	
		加算料（従量制利用料の部分）	月間累積接続通信時間1時間までごとに	\$ 6(税抜)	
備 考					
<p>1 国際IPデータサービスに係る国際データ伝送契約者に限り提供します。</p> <p>2 利用者は、ダイヤルアクセス回線から当社が別に定めるところに従って、契約者識別符号及び暗証符号を送信することによりこの機能を利用することができます。</p> <p>3 同時接続者数とは、ダイヤルアクセス回線から国際データ伝送網に同時に接続可能な利用者の数をいいます。</p> <p>4 加算料は、アクセスポイント（ダイヤルアクセス回線とデータ伝送網の接続点をいいます。以下同じとします。）のうち別に定めるものに接続して行う通信に限り、適用します。この場合、ダイヤルアクセス回線に係る電気通信サービスの提供区間を併せて当社が料金を設定します。</p> <p>5 月間累積接続通信時間とは、基本料に係るものについては、その国際データ伝送契約に係る全ての接続通信時間を料金月単位に通信が開始された順に累積したものを、加算料に係るものについては、4に規定する別に定めるアクセスポイントに接続して行う通信について、その接続通信時間を料金月単位に通信が開始された順に累積したものをいいます。</p>					
(2) 優先送信機能	別に定める国際データ伝送網の区間において、優先度設定符号（国際データ伝送契約者があらかじめ指定した優先度に基づき伝送するための符	クラス1（最も優先度が高い優先度設定符号の付与されたIPパケットに係るものをいいます。以下この	優先帯域が75キロビット/秒のもの	クラス1の指定を行う1の接続契約者回線ごとに月額	72,000円
			優先帯域が100キロビット/秒のもの		84,000円
			優先帯域が125キロビット/秒のもの		108,000円
			優先帯域が150キロビット/秒のもの		120,000円

号をいいます。)の付与されたIPパケットを、その優先度に基づき送信する機能をいいます。

欄において同じとします。) 【マルチメディアクラス】	優先帯域が 175 キロビット/秒のもの	132,000 円
	優先帯域が 200 キロビット/秒のもの	144,000 円
	優先帯域が 250 キロビット/秒のもの	168,000 円
	優先帯域が 275 キロビット/秒のもの	180,000 円
	優先帯域が 400 キロビット/秒のもの	252,000 円
	優先帯域が 500 キロビット/秒のもの	312,000 円
	優先帯域が 550 キロビット/秒のもの	336,000 円
	優先帯域が 600 キロビット/秒のもの	360,000 円
	優先帯域が 750 キロビット/秒のもの	456,000 円
	優先帯域が 800 キロビット/秒のもの	480,000 円
	優先帯域が 1,000 キロビット/秒のもの	600,000 円
	優先帯域が 1,200 キロビット/秒のもの	876,000 円
	優先帯域が 1,400 キロビット/秒のもの	1,020,000 円
	優先帯域が 1,600 キロビット/秒のもの	1,164,000 円
	優先帯域が 1,800 キロビット/秒のもの	1,320,000 円
	優先帯域が 2,000 キロビット/秒のもの	1,464,000 円
	優先帯域が 2,400 キロビット/秒のもの	1,752,000 円
	優先帯域が 2,600 キロビット/秒のもの	1,908,000 円
	優先帯域が 2,800 キロビット/秒のもの	2,052,000 円
	優先帯域が 3,000 キロビット/秒のもの	2,196,000 円
優先帯域が 3,400 キロビット/秒のもの	2,484,000 円	
優先帯域が 3,600 キロビット/秒のもの	2,640,000 円	
優先帯域が 3,800 キロビット/秒のもの	2,784,000 円	
優先帯域が 4,000 キロビット/秒のもの	2,928,000 円	
優先帯域が 4,500 キロビット/秒のもの	3,288,000 円	
優先帯域が 5,000 キロビット/秒のもの	3,660,000 円	
優先帯域が 5,500 キロビット/秒のもの	4,020,000 円	

	優先帯域が 6,000 キロビット/秒のもの		4,392,000 円
	優先帯域が 7,000 キロビット/秒のもの		5,112,000 円
	優先帯域が 8,000 キロビット/秒のもの		5,844,000 円
<p>クラス2（クラス1の次に優先度が高い優先度設定符号の付与されたIPパケットに係るものをいいます。以下この欄において同じとします。） 【ファストクラス】</p>	優先帯域が 56 キロビット/秒のもの	<p>クラス2の指定を行う1の接続契約者回線ごとに月額</p>	39,000 円
	優先帯域が 64 キロビット/秒のもの		39,000 円
	優先帯域が 100 キロビット/秒のもの		51,000 円
	優先帯域が 128 キロビット/秒のもの		51,000 円
	優先帯域が 175 キロビット/秒のもの		63,000 円
	優先帯域が 200 キロビット/秒のもの		63,000 円
	優先帯域が 256 キロビット/秒のもの		75,000 円
	優先帯域が 300 キロビット/秒のもの		87,000 円
	優先帯域が 384 キロビット/秒のもの		99,000 円
	優先帯域が 512 キロビット/秒のもの		123,000 円
	優先帯域が 600 キロビット/秒のもの		135,000 円
	優先帯域が 768 キロビット/秒のもの		159,000 円
	優先帯域が 1,024 キロビット/秒のもの		207,000 円
	優先帯域が 1,536 キロビット/秒のもの		303,000 円
	優先帯域が 1,920 キロビット/秒のもの		375,000 円
	優先帯域が 1,984 キロビット/秒のもの		387,000 円
	優先帯域が 2,500 キロビット/秒のもの		483,000 円
	優先帯域が 3,600 キロビット/秒のもの		687,000 円
	優先帯域が 4,096 キロビット/秒のもの		771,000 円
	優先帯域が 5,000 キロビット/秒のもの		939,000 円
優先帯域が 6,000 キロビット/秒のもの	1,190,000 円		
優先帯域が 7,200 キロビット/秒のもの	1,347,000 円		
優先帯域が 8,000 キロビット/秒のもの	1,491,000 円		
優先帯域が 10,000 キロビット/秒のもの	1,851,000 円		

	優先帯域が 15,000 キロビット/秒のもの	2,775,000 円
	優先帯域が 20,000 キロビット/秒のもの	3,687,000 円
	優先帯域が 25,000 キロビット/秒のもの	4,611,000 円
<p>備 考</p> <p>1 国際 I P データサービス（256Kb/s 以上の品目のものに限り、）に係る国際データ伝送契約者に限り提供します。</p> <p>2 当社は 1 の接続契約者回線につき、クラスの別に 1 の優先送信機能を提供します。</p> <p>3 クラス 1 に係るものは、クラス 2 の提供を受けている場合に限り、提供します。</p> <p>4 この機能の提供を受ける国際データ伝送契約者は、別に定めるところにより、クラスの別に優先帯域（当該クラスに係る I P パケットを、その優先度に基づき送信するために当社が設定する符号伝送速度の値をいいます。以下この欄において同じとします。）を指定していただきます。</p> <p>5 当社は、クラス 1 又はクラス 2 のそれぞれについて、優先帯域に規定する符号伝送速度までの I P パケットをその優先度に基づき送信します。</p>		

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

国際データ伝送サービスに係る工事費の適用については、第26条（工事費の支払義務）の規定によるほか次のとおりとします。

工 事 費 の 適 用									
(1) 工事費の算定	工事費は、工事を要することとなる契約者回線、接続契約者回線又は国際データ伝送サービス取扱所の交換機操作台等において行う1の工事ごとに算定します。								
(2) 工事の適用区分	契約者回線及び接続契約者回線に係る工事の区分は次のとおりとします。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 国際IPデータサービスの提供開始に係る工事</td> <td>国際IPデータサービスの提供開始に伴う特定契約者回線及び接続契約者回線の設置等の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>(イ) 国際IPデータサービスの品目の変更に係る工事</td> <td>国際IPデータサービスの品目の変更等の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 国際IPデータサービスの解除に係る工事</td> <td>国際IPデータサービスの解除に伴う特定契約者回線及び接続契約者回線等の撤去の場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適 用	(ア) 国際IPデータサービスの提供開始に係る工事	国際IPデータサービスの提供開始に伴う特定契約者回線及び接続契約者回線の設置等の場合に適用します。	(イ) 国際IPデータサービスの品目の変更に係る工事	国際IPデータサービスの品目の変更等の場合に適用します。	(ウ) 国際IPデータサービスの解除に係る工事	国際IPデータサービスの解除に伴う特定契約者回線及び接続契約者回線等の撤去の場合に適用します。
	工事の区分	適 用							
	(ア) 国際IPデータサービスの提供開始に係る工事	国際IPデータサービスの提供開始に伴う特定契約者回線及び接続契約者回線の設置等の場合に適用します。							
(イ) 国際IPデータサービスの品目の変更に係る工事	国際IPデータサービスの品目の変更等の場合に適用します。								
(ウ) 国際IPデータサービスの解除に係る工事	国際IPデータサービスの解除に伴う特定契約者回線及び接続契約者回線等の撤去の場合に適用します。								

2 工事費の額

(1) 契約者回線及び接続契約者回線に係るもの

区 分	工事費の種別	単 位	工事費の額
国際IPデータサービスの提供開始に係る工事	取扱所内工事費	1の工事ごとに	200,000円
国際IPデータサービスの品目の変更に係る工事	取扱所内工事費	1の工事ごとに	200,000円
国際IPデータサービスの解除に係る工事	取扱所内工事費	1の工事ごとに	200,000円

(2) 付加機能に係るもの

区 分	工事費の種別	単 位	工事費の額
付加機能の利用開始に係る工事	優先送信機能 取扱所内工事費	1の工事ごとに	60,000円
付加機能の変更に係る工事	優先送信機能 取扱所内工事費	1の工事ごとに	60,000円

附 則

(実施期日)

この約款は、平成 16 年 3 月 25 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 16 年 7 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 16 年 8 月 3 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 10 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 18 年 11 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 12 月 25 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 12 月 15 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 6 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 10 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 3 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 9 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和 3 年 1 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和 6 年 10 月 1 日から実施します。

別紙 取扱地域

地 方	取 扱 地 域
アジア太平洋	オーストラリア、中華人民共和国、香港、インド、インドネシア共和国、大韓民国、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン共和国、シンガポール共和国、台湾、タイ王国
北米	カナダ、アメリカ合衆国
中南米	アルゼンチン共和国、ボリビア共和国、ブラジル連邦共和国、チリ共和国、コロンビア共和国、エクアドル共和国、グアテマラ共和国、パナマ共和国、ペルー共和国、メキシコ合衆国、ベネズエラ共和国
西欧	オーストリア、ベルギー王国、デンマーク王国、フィンランド共和国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、ギリシャ共和国、アイルランド、イタリア共和国、ルクセンブルク大公国、オランダ王国、ノルウェー王国、ポルトガル共和国、スペイン、スウェーデン王国、スイス連邦、グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国
東欧	ブルガリア共和国、クロアチア共和国、チェコ共和国、キプロス共和国、エストニア共和国、ハンガリー共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、マルタ共和国、ポーランド共和国、ルーマニア、ロシア連邦、スロバキア共和国、トルコ共和国、ウクライナ
中東・アフリカ	イスラエル国、エジプト・アラブ共和国、南アフリカ共和国